

高齢者向け給付金のお知らせ

「一億総活躍役社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方を支援し、また、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」（高齢者向け給付金）を支給します。

1. 支給対象者

- ①平成27年度簡素な給付措置の対象者のうち、65歳以上の方
（平成27年1月1日時点で渡嘉敷村に住民登録をされている方）
（平成28年度中に65歳に到達される方）
- ②平成27年度村民税（均等割）が課税されていない方
※ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護の受給者は対象外です。

2. 支給額

支給対象者1人につき3万円

3. 申請方法

給付金を支給できる可能性のある方に対し、申請書を4月中に発送致します。必要事項を記載しておりますので、間違いがないか確認のうえ、押印してください。申請書は、下記の書類を添付して役場窓口（総務課）に提出してください。

- ①本人確認書類（運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、保険証、離島住民割引運賃カードの写しなど）
※対象者全員の確認書類
- ②指定口座が確認できる書類（金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳又はキャッシュカードの写し）
※指定口座に変更がある場合のみ
- ③印鑑

4. 支給方法

審査後、審査結果を決定通知書にてお知らせします。原則として、指定された口座へ振り込みとなります。金融機関の口座がない方は、窓口支給になりますので、支給日については別途通知します。

5. 申請期限 平成28年7月29日(金)まで

6. 受付時間
場 所：村役場総務課
時 間：午前9時～昼12時まで、午後1時～午後5時まで
※土日、祝祭日除く



【お問い合わせ】 総務課税政係 電話 987-2321

